

一般社団法人ほっぷ

定款

一般社団法人ほっぷ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ほっぷと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を愛知県豊橋市に置く。

2 当法人は、社員総会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、高齢者や養護施設入所者、子育て中の母親の地域社会における環境整備や社会福祉の増進、職業人口の増加に寄与し、また、障がいを持つお子さんへの療育、教育、障がいを持つ方々や高齢者の方々への様々な支援を目的として次の事業を行う。

- (1) 子育てに不安を持つ母親や家族の相談受付及び交流の場を提供する子育て広場事業
- (2) 子育て中の親や高齢者への生活補助サービス事業
- (3) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (4) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- (5) 児童福祉法に基づく障害児入所施設を経営する事業
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業、相談支援事業及び障害者支援施設事業
- (7) 介護保険法に基づく居宅サービス事業、介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、地域密着型サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業
- (8) 発達障がい児の能力開発支援及び各種情報提供並びにイベント開催事業
- (9) パソコン・語学・音楽・ダンス・絵画・陶芸等、カルチャー教室の運営及び運営支援事業並びに絵画展・芸術展・コンサート等の開催事業
- (10) 医療、介護、福祉、経営に関するコンサルティング業務
- (11) 医療介護用品、福祉用具、教室関連商品の企画、開発、輸出入及び販売
- (12) 各種イベントの企画、制作、実施
- (13) インターネットを利用した各種情報提供サービス
- (14) 農業経営
- (15) 地域生活支援事業
- (16) 太陽光発電事業
- (17) フランチャイズシステムによる経営及び加盟店に対する指導
- (18) 有料老人ホームの管理・運営事業
- (19) 有料職業紹介事業
- (20) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第2章 社員

(入社)

- 第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。
- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

- 第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。
- 2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(社員の資格喪失)

- 第7条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 退社したとき。
 - (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
 - (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
 - (4) 1年以上会費を滞納したとき。
 - (5) 除名されたとき。
 - (6) 総社員の同意があったとき。

(退社)

- 第8条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に對して予告するものとする。

第3章 社員総会

(社員総会)

- 第9条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎年8月に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

- 第10条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

- 第11条 社員総会の招集は、理事の過半数をもって決定し、代表理事が招集する。
- 2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に對して発する。

(決議の方法)

- 第12条 社員総会の決議は、法令の別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

- 第13条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

- 第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

- 第15条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社

員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(員数)

第16条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上10人以内

(2) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任等)

第17条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第18条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した理事及び監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(代表理事の選定及び職務権限)

第19条 当法人は、代表理事1名を置き、理事の互選により定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(役員の報酬等)

第20条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(監事の職務)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第5章 理事会

(構成)

第22条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第23条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(招集)

第24条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第25条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第26条 理事長の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。
2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 基金

(基金の拠出)

第27条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第28条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、代表理事が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第29条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還手続)

第30条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、代表理事が決定したところに従って行う。

第7章 計算

(事業年度)

第31条 当法人の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第32条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日までに前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(剩余金の分配)

第33条 当法人は剩余金の分配を行わない。

(残余財産の帰属)

第34条 当法人が精算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、公益社団法人若しくは公益財団法人、又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与する。

第8章 附則

(法令の準拠)

第35条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

この定款は現行定款に相違ない。

令和 6 年 1 月 30 日

代表理事

加藤江依子

理事

和久 豊

理事

鈴木陽子

監事

松井利恵

